

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	RIZAPグループ株式会社 代表取締役社長 瀬戸 健
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和7年6月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	堀田丸正株式会社
証券コード	8105
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	RIZAPグループ株式会社 代表取締役社長 瀬戸 健
住所又は本店所在地	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
事務上の連絡先及び担当者名	RIZAPグループ株式会社 執行役員 財務経理本部長 中田 剛史
電話番号	03-5337-1337

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	令和7年6月9日
訂正箇所	

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

担保契約等重要な契約の変更

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年6月5日	普通株式	1,660,075	2.78%	市場内	処分	56.1
令和7年6月6日	普通株式	685,700	1.15%	市場内	処分	54.8
令和7年6月9日	普通株式	465,000	0.78%	市場内	処分	53.5

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年6月5日	普通株式	248,900	0.42%	市場外	処分	55
令和7年6月5日	普通株式	1,411,175	2.37%	市場内	処分	
令和7年6月6日	普通株式	24,900	0.04%	市場外	処分	54
令和7年6月6日	普通株式	660,800	1.11%	市場内	処分	
令和7年6月9日	普通株式	87,400	0.15%	市場外	処分	53
令和7年6月9日	普通株式	377,600	0.63%	市場内	処分	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年3月30日付で締結した株式会社みずほ銀行との担保権設定に関する契約に基づき、担保として保有株式35,000,000株を差し入れておりましたが、令和7年5月26日付で19,675,425株について担保権設定契約が解除されました。

令和7年5月26日付で、合同会社エンヴィーに保有株式16,864,650株を譲渡する契約を、同社と締結いたしました。当該株式譲渡の実行予定日は令和7年6月10日です。

令和7年6月4日に下記信託銀行と株式処分信託契約を締結いたしました。

- ・受託者 : 三井住友信託銀行
- ・目的 : 信託された株式を株式市場にて売却すること
- ・契約期間 : 令和7年6月4日～令和8年6月4日
- ・信託された株式数 : 2,810,775株

令和7年6月9日提出済の変更報告書No.9に記載の通り、令和7年6月4日に三井住友信託銀行と株式処分信託契約を締結しておりましたが、令和7年6月9日をもって売却予定株数の売却が完了いたしました。

令和7年5月26日付で合同会社エンヴィーに保有株式16,864,650株を譲渡する契約について締結しましたが、令和7年6月10日付で解除しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年3月30日付で締結した株式会社みずほ銀行との担保権設定に関する契約に基づき、担保として保有株式35,000,000株を差し入れておりましたが、令和7年5月26日付で19,675,425株について担保権設定契約が解除されました。

令和7年5月26日付で、合同会社エンヴィーに保有株式16,864,650株を譲渡する契約を、同社と締結いたしました。当該株式譲渡の実行予定日は令和7年6月10日です。

令和7年6月4日に下記信託銀行と株式処分信託契約を締結いたしました。

- ・受託者 : 三井住友信託銀行
- ・目的 : 信託された株式を株式市場にて売却すること
- ・契約期間 : 令和7年6月4日～令和8年6月4日
- ・信託された株式数 : 2,810,775株

令和7年6月9日提出済の変更報告書No. 9に記載の通り、令和7年6月4日に三井住友信託銀行と株式処分信託契約を締結しておりましたが、令和7年6月9日をもって売却予定株数の売却が完了いたしました。